

## 令和5年度公益社団法人日本口腔インプラント学会ハラスメント防止に関する基本方針

令和5年5月30日

公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）ハラスメント防止委員会運営内規第4条に基づき、令和5年度の基本方針を以下のように定める。

### 1 ハラスメント防止委員会の開催

ハラスメント防止委員会規程第5条に基づき、ハラスメント防止委員会を年2回開催する。

### 2 令和5年度ハラスメント防止に関する基本方針の策定及び周知並びに啓発及び研修の実施

- (1) 本会の事業や活動におけるハラスメントの防止に関する課題を検討する。
- (2) ハラスメントの防止に関する本会の取り組み等について、全会員に配信するメールマガジンや学会ホームページを活用して啓発する。
- (3) ハラスメント防止に関する研修を理事会構成員に対して行う。
- (4) その他